



報道関係者各位

平成30年8月6日
照会先
岐阜労働局労働基準部賃金室
室長 奥谷 眞児
専門監督官 加賀 勝仁
電話 058-245-8104

岐阜県最低賃金を825円に

- 引上げ額25円、引上げ率3.13%ともに平成14年度以降で最高の答申 -

- 1 本日、岐阜地方最低賃金審議会（会長 山本耕）は、岐阜県最低賃金（昭和55年岐阜労働基準局最低賃金公示第4号）を現在の1時間800円から825円（引上げ額25円、引上げ率3.13%）に引き上げるよう岐阜労働局長（局長 稲原俊浩）に答申した。
なお、引上げ額25円は、本年7月26日に中央最低賃金審議会が答申した「平成30年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安」どおりであり、また、引上げ額、引上げ率ともに時給で決まるようになった平成14年度以降、過去最高である。
- 2 岐阜県最低賃金は、岐阜県内の全事業場（約7万）及びそこで働く全ての労働者（パート、アルバイトを含め約76万人）に適用される。
- 3 今後、異議申出手続きなどを経て、最短で平成30年10月1日から改正発効の予定。
最低賃金額を答申どおり引上げた場合、推計で5万人以上の労働者の賃金引上げが必要となる。

添付資料 答申文写し
岐阜県最低賃金の推移